

10月から

認可保育園等の第2子保育料を無償化 認可外保育施設等の利用料の補助上限額を拡充

認可保育園等の第2子保育料を無償化

10月から認可保育園等(認可保育園、認定こども園、小規模認可保育園、居宅訪問型保育)に通う第2子の保育料を無償化します。

【対象】

保護者と生計を一にする子(小学生等を含む)を対象に、年齢の高い順に数えて2番目以降の子の保育料を無償化します。 ※延長保育料はかかりません。

【手続き】

区で対象者の確認を行うため、原則手続きは不要ですが、保育園等に通っている児童よりも年長の扶養する児童等が区外や区内の別世帯(住民票)にいる場合は、別途手続きが必要になる場合があります。 詳細は区ホームページをご覧ください。

認可外保育施設等の利用料の補助上限額を拡充

10月から認可外保育施設等の利用料の補助上限額を下表のとおり拡充します。

【対象】

- 第2子以降のすべての年齢(0~5歳児クラス)
○0~2歳児クラスの非課税世帯および3~5歳児クラスの第1子

令和5年10月からの利用料の補助上限額

<0~2歳児クラス>

Table with 5 columns: 住民税所得割額, 住民税非課税, 75,000円未満, 75,000円~215,000円未満, 215,000円~397,000円未満, 397,000円以上. Rows for 第1子, 第2子, 第3子以降.

<3~5歳児クラス>

Table with 5 columns: 住民税所得割額, 住民税非課税, 75,000円未満, 75,000円~215,000円未満, 215,000円~397,000円未満, 397,000円以上. Rows for 第1子, 第2子, 第3子以降.

※支給要件や補助対象施設等に変更はありません。

水害リスク「我が家・我が事」プロジェクト 対象地域に「我が家の水害リスク診断書」を送付

8~9月

東京都は、区と連携して、江東5区(墨田区・江東区・葛飾区・足立区・江戸川区)の特に水害リスクの高い地域の皆さんを対象に、「どのような水害リスクが想定されているのか」「いざという時にどのような避難行動をとるべきなのか」を考慮して、住民基本台帳に記録された世帯主あてに「我が家の水害リスク

診断書」を送付します。これは、住所ごとに水害のリスクを判定し、その結果と推奨される避難行動について示した大切なお知らせです。配布対象の世帯には、水色の封筒でA3二つ折りの診断書が届きます。診断書が届いたら、内容を確認して平時から水害への備えや避難行動について考えてみましょう。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の手続きを忘れずに

郵送での提出にご協力を

8/31(木)必着

児童扶養手当・特別児童扶養手当の令和5年度現況届を次のとおり受け付けます。対象となる方には8月初旬に現況届を送付します。内容を確認のうえ、提出期限内に必ず提出してください。現況届の提出がないと、児童扶養手当は1月期(11~12月分)、特別児童扶養手当は12月期(8~11月分)以降の手当を受給できなくなります。

また、児童扶養手当を受給してから5年目以降の方は、一部支給停止適用除外事由届出書と各種証明書類の提出も必要です。対象となる方には7月初旬に届出書を送付していますので、内容をご確認のうえ、現況届と一緒に提出してください。一部支給停止適用除外事由届出書の提出がないと、1月期以降の手当

※診断書の内容は、お住まいのごとくに異なります。
【配布対象地域】
江東区洪水ハザードマップ上で浸水深の想定が5m以上の地域を含む町丁目等

【配布時期】
8~9月を予定しています。
配布対象地域の発送日(町丁目ごと)が確定しましたら、東京都防災ホームページでお知らせします。
※チャットボットでもご質問にお答えします。

江東区平和祈念パネル展

「東京大空襲と学童集団疎開」

昭和20年3月9日から10日にかけての東京大空襲で多くの尊厳を失った江東区では、二度と戦争の惨禍を繰り返さないようにという区民の平和への強い願いと真摯な気持ちを込め、昭和61年12月13日に「江東区平和都市宣言」を行いました(全文は区ホームページに掲載)。区では、区民の皆さんがあらためて平和の尊厳を考えるきっかけとなるよう、毎年、平和祈念パネル展を開催しています。

児童扶養手当

額が2分の1に減額されます。
【提出書類】①児童扶養手当現況届②養育費に関する申告書③一部支給停止適用除外事由届出書と該当する証明書類④その他、同封のお知らせで指定したものを③・④は対象の方のみ
【提出方法】現況届に必要な事項を記入し、〒135-8383区役所こども家庭支援課係へ郵送
※窓口は大変混み合うことが予想されますので、郵送による提出にご協力をお願いします。

【提出書類】特別児童扶養手当の所得状況届(現況届)、その他各受給者あてにお送りするお知らせをご覧ください。
【提出期限】8月31日(木)必着
【提出方法】こども家庭支援課係へ郵送
※いずれも
【提出期限】8月31日(木)必着
【提出方法】こども家庭支援課係へ郵送
【お問い合わせ先】
〒135-8383区役所こども家庭支援課係
TEL(3647)4754
FAX(3647)9196

東京都総合防災部
TEL(5388)2345
防災課防災計画係
TEL(3647)9584
FAX(3647)8440



▲封筒イメージ



▲水害リスク診断書イメージ

この趣旨をご理解のうえ、当日、家庭や職場、その他の地域でも黙とうをお願いします。
「原爆が投下された日時」
○広島II昭和20年8月6日 午前8時15分
○長崎II昭和20年8月9日 午前11時2分
【総務課係】
TEL(3647)4020
FAX(3699)8773

原爆死没者の無縁遺骨名簿の閲覧
まだ引き取られていない原爆死没者の遺骨のうち、氏名に手がかりのある遺骨の名簿が広島市と長崎市から届いています。心当たりのある方はお問い合わせください。
【広報広聴課広聴相談係(区役所2階22番)】
TEL(3647)2364
FAX(3647)9635

マイナポイント申込期限は 9月末まで

マイナポイントの申し込みおよび買い物・チャージは9月末までに行う必要があります。区役所等で申込支援コーナーを開設しています。詳細は区ホームページをご覧ください
【お問い合わせ先】
〒135-8383区役所こども家庭支援課係
TEL(3647)9584
FAX(3647)8440

マイナポイント (区ホームページ)